

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																			
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 555 551 986"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 1074 707 1353"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性未来育成機構</td></tr> <tr><td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr><td>環境リーダー育成センター</td></tr> <tr><td>イノベーション推進機構</td></tr> <tr><td>テニューアトラック推進機構</td></tr> <tr><td>研究戦略センター</td></tr> </tbody> </table>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニューアトラック推進機構	研究戦略センター	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1072 555 1447 986"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>先端産学連携研究推進センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1074 1603 1310"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性未来育成機構</td></tr> <tr><td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr><td>環境リーダー育成センター</td></tr> <tr><td>イノベーション推進機構</td></tr> <tr><td>テニューアトラック推進機構</td></tr> </tbody> </table>	学内施設名	図書館	大学教育センター	先端産学連携研究推進センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニューアトラック推進機構	
学内施設名																																					
図書館																																					
大学教育センター																																					
産官学連携・知的財産センター																																					
国際センター																																					
保健管理センター																																					
総合情報メディアセンター																																					
学術研究支援総合センター																																					
科学博物館																																					
環境安全管理センター																																					
放射線研究室																																					
組織及び施設の名称																																					
女性未来育成機構																																					
アグロイノベーション高度人材養成センター																																					
環境リーダー育成センター																																					
イノベーション推進機構																																					
テニューアトラック推進機構																																					
研究戦略センター																																					
学内施設名																																					
図書館																																					
大学教育センター																																					
先端産学連携研究推進センター																																					
国際センター																																					
保健管理センター																																					
総合情報メディアセンター																																					
学術研究支援総合センター																																					
科学博物館																																					
環境安全管理センター																																					
放射線研究室																																					
組織及び施設の名称																																					
女性未来育成機構																																					
アグロイノベーション高度人材養成センター																																					
環境リーダー育成センター																																					
イノベーション推進機構																																					
テニューアトラック推進機構																																					

<p>第3章 大学院</p> <p>第11節 博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p>(新設)</p> <p>第12節 課程修了及び学位</p> <p>(修士課程等の修了)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 大学院</p> <p>第11節 博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p>(博士課程教育リーディングプログラム)</p> <p><u>第71条の2 学府及び研究科において編成する教育課程のほか、博士課程教育リーディングプログラムを開設する。</u></p> <p><u>2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第12節 課程修了及び学位</p> <p>(修士課程等の修了)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。</p> <p>(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験</p> <p>(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査</p> <p>4 前項の規定は、<u>第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者に限り適用することができる。</u></p>	
---	--	--

附 則 (25 教規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。